

新潟県企業局管理規程第4号

新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年9月30日

新潟県企業管理者 小林 康 昌

新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程

新潟県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県企業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（一般競争入札の公告）</p> <p><b>第5条</b> 特例政令第6条又は第10条第5項に規定する公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前（最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨の規定をした場合に限る。))に、県報によりしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（指名競争入札の公示等）</p> <p><b>第6条</b> 特例政令第7条第1項又は第10条第6項に規定する公示については、前条第1項及び第2項の規定を準用する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 特例政令第7条第2項又は第10条第7項の規定による通知は、指名競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24日前（最初の契約に係る公示において最初の契約以外の契約に係る公示を少なくとも24日前に行う旨の規定をした場合に限る。))にしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日までに短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">（入札説明書の記載事項）</p> <p><b>第8条</b> 特例政令第8条の規定により交付する文書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 特例政令第6条、<u>第7条第1項</u>又は第10条第5項若しくは第6項の規定により公告又は公示をするものとされている事項（特例政令第6条第6号に掲げる事項を除く。）</p> <p>(2)～(7) （略）</p>	<p style="text-align: center;">（一般競争入札の公告）</p> <p><b>第5条</b> 特例政令第6条に規定する公告は、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24日前（最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨の規定をした場合に限る。))に、県報によりなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日までに短縮することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（指名競争入札の公示等）</p> <p><b>第6条</b> 特例政令第7条第1項に規定する公示については、前条第1項及び第2項の規定を準用する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 特例政令第7条第2項の規定による通知は、指名競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24日前（最初の契約に係る公示において最初の契約以外の契約に係る公示を少なくとも24日前に行う旨の規定をした場合に限る。))にしなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を10日までに短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">（入札説明書の記載事項）</p> <p><b>第8条</b> 特例政令第8条の規定により交付する文書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 特例政令第6条又は第7条第1項の規定により公告又は公示をするものとされている事項（特例政令第6条第6号に掲げる事項を除く。）</p> <p>(2)～(7) （略）</p>

(複数落札入札制度による場合の予定価格の決定)

**第8条の2** 特例政令第10条第1項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付する場合の予定価格は、財務規程第147条第2項の規定にかかわらず、当該競争入札に付する物品等又は特定役務の種類ごとの総価額を当該物品等又は特定役務の種類ごとの需要数量で除した金額をもって定めなければならない。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。